

生徒会会則（旧）

熊本県立熊本農業高等学校

第1章 総 則

- 第1条 本会は熊本県立熊本農業高等学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は本校の校則に基づき生徒会相互の自覚と責任において自主性を通じ、民主的な学園を樹立するとともに学力の向上と身体の健全とを図り、将来よき社会人としての資質を養うことを目的とする。
- 第3条 本会は第2条の目的を達成するために次の事項を行う。
- (1) 各部の運営に関する事項
 - (2) 文化に関する事項
 - (3) 体育に関する事項
 - (4) 保健に関する事項
 - (5) 整美に関する事項
 - (6) 生活に関する事項
 - (7) 交通指導に関する事項
- 第4条 本会の権限はすべて学校長から委任されたものである。
- 第5条 本会の決議事項は学校長の承認を経て効力を発する。

第2章 組 織

- 第6条 本会は本校生徒全員をもって構成する。
- 第7条 本会に次の機関を置く。
- (1) 生徒総会
 - (2) 代議員会
総務委員会
 - ① 生徒総会は本会の最高意志決定機関である。
 - ② 代議員会は会長、副会長、総務委員、代議員をもって構成し、総会の委任により会務に関する重要事項を決定する機関である。
 - ③ 総務委員会は生徒会長の下におき、この執行機関として庶務会計と文化・保健・整備・生活・交通指導の各委員会をおき、その分掌規定は別に定める。
- 第8条 本校職員は本会の顧問となり関係会議に出席し指導助言する。

第3章 役 員

- 第9条 本会に次の役員をおく。
- 会長 1名
 - 副会長 2名
 - 総務委員各コース2名 女子総務委員 2名
 - 代議員 各クラス1名
 - 各委員 各クラス1名
- 第10条 役員は次の選出による。
- (1) 会長は会員の直接選挙とする。
 - (2) 副会長は会員の直接選挙とする。
 - (3) 総務委員は各コース別に2名を選出する。
 - (4) 女子総務委員は女子生徒の互選により選出する。
 - (5) 代議員及び各委員は各クラスより選出する。
- 第11条 役員は次の任務を負う。
- 会長
- (1) 本校を代表し会務を総理する。
 - (2) 執行委員長となる。
- 副会長
- 会長を補佐し、会長不在の時はその任務を代行する。
- 第12条 役員は生徒総会の承認を経て学校長が認証する。
- 第13条 役員は任期は3学期始業式より1か年とし再選を妨げない。役員に欠員が生じた場合、原則として15日以内に選出し、任期は残任期間とする。
- 第14条 役員は選挙細則は別にこれを定める。

第4章 会 議

- 第15条 生徒総会は学校長の承認を得て、年1回招集し、予算、決算の承認を行うものとする。その他必要な場合は臨時総会を開くことができる。ただし、その場合の議長は生徒会総務を除いた会員の中から、会員の承認を受けて選出する。
- 第16条 代議委員及び各委員会は随時招集し、構成人員の過半数の出席をもって成立する。
- 第17条 会議の表決はすべて多数決とする。

第5章 会 計

- 第 18 条 会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。
第 19 条 本会に関する会計簿は必要に応じてこれを公開する。
第 20 条 本会計は年1回監査を受けねばならない。
第 21 条 その他会計に関する諸事項は第7条の規定により別に定める。

第6章 補 則

- 第 22 条 各規則の改，修正は生徒総会の議決を経て学校長の承認を必要とする。
第 23 条 この規約は昭和29年12月20日から施行する。
(平成6年6月18日一部規約改訂)
(令和2年7月21日一部規約改訂)